

昭和三十九年刊の「奈良電社史」には、もともと奈良電の線路は寺田村の東部に敷設されることになっていたので記述されています。

それが現在線の寺田西部を縦貫するように路線変更の申請書が奈良電から府に提出されました。

このことで、昭和二年一月の寺田村々会は討議のすえ、つぎのような意見書を府知事に出すことを決定しました。

その主旨は、奈良電は線路変更の申請書を出したがこれは「本村将来に至大なる利害關係を及ぼす公益上由々敷大問題」につき、此の「暴挙」を認めることはできない。

断然不許可にしてほしいということでした。その理由として、(一)本村

は南西北全部水田に囲まれ、年々水の被害をうけており、つねに排水に苦慮し、排水路建設を協議している、(二)本村西部に線路をもうけるとき田の面より四、五尺も高い堤類似の線路を築造

することになり、濁水停滞、米作被害、住家浸水は必至である、(三)西部は本村の最良田であり、

窓の市史 No. 9 奈良電の路線変更問題

これを失うのは生産上大問題である、(四)東部の下田を線路として利用すべきである、(五)本村は常に東部に発展している、などをあげています。

会社はこれらの事情をしりながらなぜ変更申請したのか理解に苦しむとして、絶対に認められないと述べています。

そして会社に対しても申請を

とりさげよと抗議の「建言書」を村会で決議しています。一度保留になっており、一月八日の議決にあたっては、三名の議員が退席していることが「村会々議録」の中にみられ、どこに意見のちがいがあったのか

わけています。

「本村百年の発展」のために線路は東部に敷かれねばならぬといっているわけですが、結



昭和4年3月大阪毎日新聞にのった広告

同は現在線が西部に敷設されたわけですが、寺田では堤堀整理が大きな問題として懸案であ

ったわけですから、それと関連していたのでしょうか。今日では推察の域を出ない、

なほ、この意見書は村会では歴史の一コマです。